

JPドメイン名登録管理業務の 「個人情報保護に関する法律」 への対応について

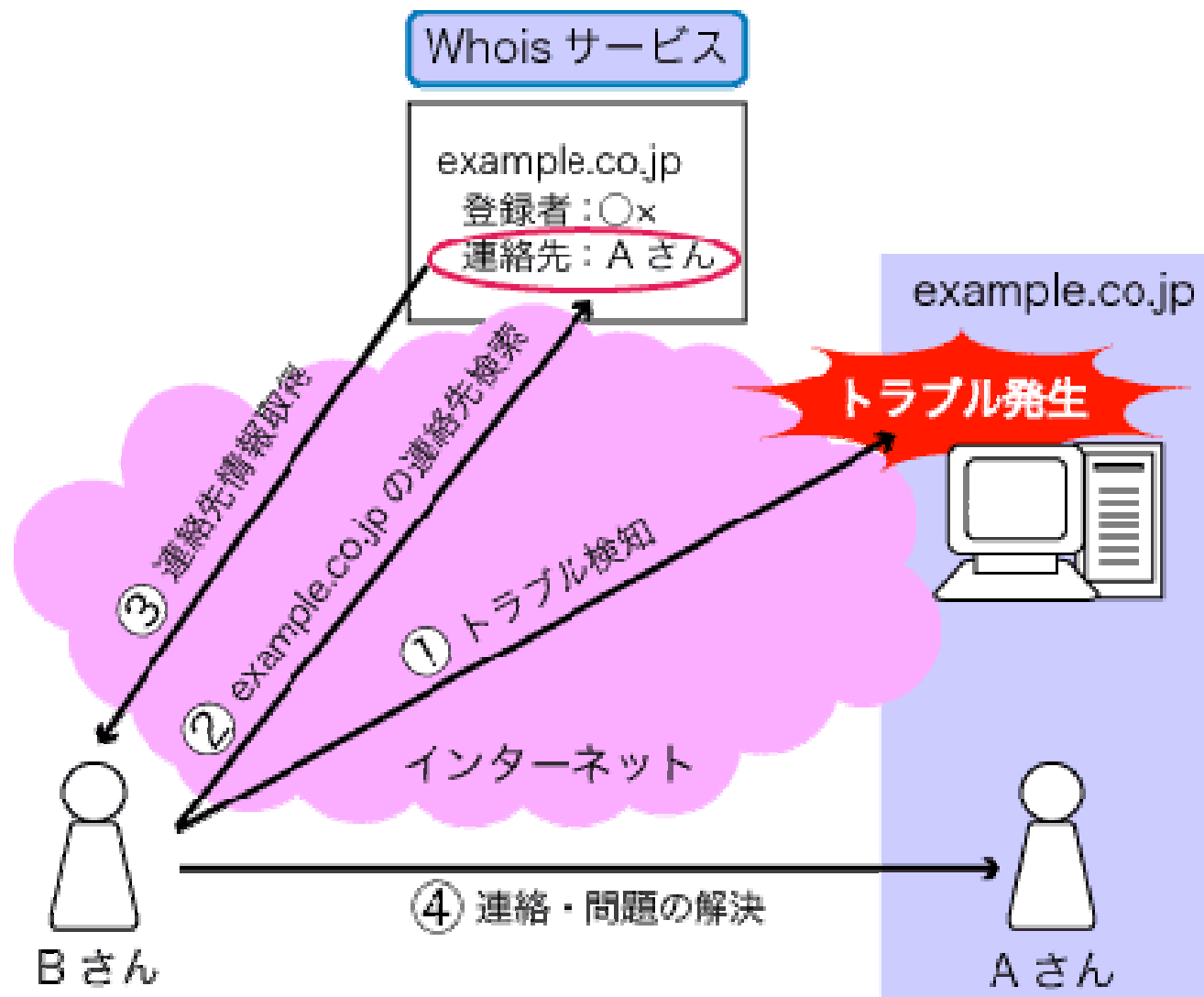
2005年3月15日

株式会社日本レジストリサービス

ドメイン名登録情報の公開原則

- ドメイン名を登録すると、登録情報がWhoisでインターネット上に公開される。
 - 登録情報 ... 登録者の情報と連絡先の情報
JPドメイン名に限らず、世界的に共有されてきた原則
- 登録情報の公開が、自律分散協調による問題解決を可能にしている。
 - インターネットは集中的な管理構造を持たない
運用上発生する様々な問題をユーザが相互に協力し合うことで解決することができるように。

自律分散協調による問題解決



登録情報の公開と個人情報の保護

- Whoisで公開される登録情報に多くの個人情報が含まれるようになってきた
 - 個人でも登録できる汎用JPドメイン名の導入
独自ドメイン名を活用するサービスの普及
- 登録情報の公開によるインターネットの健全な運用と、個人情報の保護のバランスをとることが重要になってきている。
 - ICANNやccTLDコミュニティをはじめとして、国際的にも議論が活発化。

JPRSの個人情報保護への取り組み

- 個人情報保護の考え方を随時反映
 - OECDガイドライン
 - 国内外の制度検討の流れ
- 個人情報保護の機運の高まりから、JPドメイン名諮問委員会へ諮問
 - 2002年3月に諮問
 - 2002年11月に答申
- 2005年4月1日の法律施行に合わせたルール改定を実施
登録情報の取り扱いを法律に沿って改めて文書化
 - 2005年2月1日に情報公開
 - 2005年4月1日から実施予定

2002年11月のJPドメイン名諮問委員会答申骨子

- 国際的な方向性や国内の法制度との整合性を確保する。
- 登録情報は公開を原則とするが、個人情報の保護に対する配慮が必要。
- 個人情報を非公開とする場合でも、問題解決のための仕組みは必要。
 - 第三者から連絡を取るための手段を提供
 - 非公開情報を開示する仕組みを提供
- 登録情報の利用目的、およびその取り扱いについては、本人に対して規定として示される必要がある。
 - ドメイン名の登録時にはこの規定への同意が必要

2005年2月1日の改定骨子

- 登録情報の公開原則は維持しつつ、個人情報取扱事業者として法律の求めに対応する。
- 情報の取り扱いを定めた文書の改訂
 - 「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」
利用目的と情報の取り扱いを法律に沿う形で記述
- 単純な法律上の義務だけでなく、指定事業者とともに登録者への十分な説明を行う
 - インターネットにおける原則や慣習は、一般社会からは十分に理解されていない部分もある。

「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」

- JPドメイン名の登録者に対して、個人情報を含む登録情報の取り扱いを文書として示すもの
 - 収集・利用目的
 - 第三者提供の方法、提供先
 - 共同利用先
 - 取得方法
 - 訂正等に関する問い合わせ先等
 - 安全管理措置、従業者・委託先の監督
- ...など、法的要求に従った内容

今後の課題

- 登録情報の公開原則に基づく「自律分散協調」について、検証すべき時
- ドメイン名の登録情報を必要とするのは、様々な立場の、様々な目的を持った人々
 - ネットワーク運用上の不具合解決
 - セキュリティ問題の解決
 - 知的財産権に関する紛争の解決
- 現在、そしてこれからのインターネットのあり方に対応できる新しい方針を策定していくことが必要。
 - インターネットの運用、管理、利用の幅広い議論
 - JPRSは議論の推進役となる